

経済財政運営と改革の基本方針 2022（仮称）に対する 指定都市市長会提言（案）

我が国は、人口減少・少子高齢化や気候変動への適応に加え、新型コロナウイルス感染症、エネルギー価格・物価高騰など、国内外の社会経済情勢の大きな変化に直面している。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であるとともに、人口・産業が集積する大都市として、国の施策と連携して様々な取組を強力に進めている。

圏域の中核である指定都市が、その能力を十分に発揮し、日本をけん引するエンジンとなつて、感染拡大防止と社会経済活動の両立、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、ひいては、人口減少・少子高齢化対策、東京一極集中の是正に寄与していくため、経済財政諮問会議で「経済財政運営と改革の基本方針 2022（仮称）」の骨子案が提示されたところであるが、これにおいて、指定都市市長会の提案を反映するよう強く要請する。

1 感染症対策に関する事務・権限の移譲

（1）道府県からの権限と財源の移譲

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、臨時医療施設の開設や宿泊療養施設の確保などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲すること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。

（2）ワクチン供給の直接調整

特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的なワクチン供給を行うほか、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。

（3）感染症対策に係る交付金の指定都市への適切な交付

指定都市など大都市部において多数の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの感染症対策に係る緊急的な交付金については、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、指定都市がその役割を積極的に担うことができるよう、財政力に関わらず、感染状況等に応じ真に必要な支援となるよう算定方法を見直すこと。

2 こどもまんなか社会の実現と持続可能な社会保障制度の構築

（1）こども家庭庁の発足に伴う子ども・子育て施策の強化

2023 年 4 月に発足予定の「こども家庭庁」が所掌する子ども・子育て施策や少子化政策

などの推進に当たっては、子ども・子育て当事者のニーズに即した仕組みやサービスの改善及び拡充につながるよう、国と地方自治体の定期的な協議の場を設けるなど連携を強化すること。また、子ども・子育て施策に対する地方財源措置を拡充すること。

(2) 統一的な子どもへの医療費助成制度の創設など持続可能な社会保障制度の構築

次世代に負担を先送りすることの無いよう、持続可能な社会保障制度を構築すること。特に、地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じていることから、国と地方自治体が共に議論した上で、国において統一的な制度を創設すること。

3 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

指定都市は規模や特例による権限、行政区の存在など指定都市以外の自治体とは業務の環境が異なることから、情報システムの標準化・共通化の検討に当たっては、指定都市特有の事情を仕様に反映させるとともに、指定都市市長会も法律に基づく意見聴取団体の対象に含めること。

また、標準仕様に適合するシステムの構築・移行に当たっては、経費について地方自治体の負担とならないよう十分な財政措置を講じるとともに、国が整備するガバメントクラウドについて安定運用を実現するための対策を講じること。

その上で、各自治体におけるシステムの開発・運用状況に応じて、令和7年度末までとした移行期限についても柔軟な対応を検討すること。

(2) デジタル人材の確保・育成

官民間わず希少なデジタル人材の確保・育成や東京への偏在の是正に向けて、円滑な労働移動のためのリカレント教育を含む産業教育や職業訓練の充実、副業・兼業の促進等を行うこと。また、国と自治体間や自治体相互における人材をシェアするための流動性の高い基盤を整備するとともに、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みを充実させること。

4 脱炭素社会の実現

(1) 財政支援の規模拡大

2030年までに、意欲ある全ての地方自治体や関係主体が、地域の実情や課題に応じた脱炭素化の取組を複数年にわたり「まちづくり」として一体的、着実かつ柔軟に実施できるよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を大幅に拡充するなど十分な財政支援を行うこと。

(2) 情報の整備・発信及び人材派遣の支援強化

地方自治体が脱炭素化に向けたプロジェクトを実施するに当たり必要となる、地域の現状・施策の効果を把握するためのデータや支援策の情報、専門的人材の知見等を国が提供するために必要な措置を検討・実施すること。

5 多様な大都市制度の早期実現と大都市における税財源の拡充強化

(1) 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から提案している「特別自治市」制度について、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告及び第33次地方制度調査会における調査審議の状況も踏まえ、制度化に向けた議論を加速させるなど、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 広域連携の推進

連携中枢都市圏制度について、適切な財政支援の拡充を行うとともに、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ法制化することにより安定的に推進できる仕組みとすること。また、三大都市圏における財政面等の支援を含む連携促進に向けた既存制度の拡充や、新制度の創設等の早期実現に向けた検討を積極的に行うこと。

(3) 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

(4) 地方一般財源総額の確保と臨時財政対策債の廃止

社会保障関係経費の増加はもとより、大都市特有の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。また、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会